

(別 紙)

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 あいりんクリニック
- ① 財團 社團 (■ 出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
■ その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県高島市今津町中沼一丁目 5 番地 6
- (3) 設立認可年月日 平成22年2月17日
- (4) 設立登記年月日 平成22年2月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	前田 昌彦	あいりんクリニック管理者
理 事	前田 由香里	
同	前田 優子	
監 事	伴 英治	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	あいりんクリニック	滋賀県高島市今津町中沼一丁目 5 番地 6	

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 収益業務(社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月30日 令和3年度決算の決定

" 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃

理事、監事の選任、辞任の承認

様式 2

法人名 医療法人 あいりんクリニック
所在地 滋賀県高島市今津町中沼一丁目5番地6

※医療法人整理番号

財産目録 (令和3年 9月 30日現在)

1. 資産額	102,439 千円
2. 負債額	25,591 千円
3. 純資産額	76,848 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	79,352
B 固定資産	23,087
C 資産合計	(A+B) 102,439
D 負債合計	25,591
E 純資産	(C-D) 76,848

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 あいりんクリニック
 所在地 滋賀県高島市今津町中沼一丁目5番地6

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 3年 9月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	79,352	I 流動負債	24,340
II 固定資産	23,087	II 固定負債	1,251
1 有形固定資産	12,850	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	22	負債合計	25,591
3 その他の資産	10,215	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	I 基本金	8,000
		II 積立金	68,848
		(うち代替基金)	0
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	76,848
資産合計	102,439	負債・純資産合計	102,439

様式4-2

法人名 医療法人 あいりんクリニック
 所在地 滋賀県高島市今津町中沼一丁目5番地6

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 2年 10月 1日 至 令和 3年 9月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	82,306
2 事業費用	73,575
本来業務事業利益	8,731
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,731
II 事業外収益	2,064
III 事業外費用	0
経常利益	2,064
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,795
法人税等	2,314
当期純利益	8,481

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人あいりんクリニック

理事長 前田 昌彦 殿

私は、医療法人あいりんクリニックの令和3年会計年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年11月30日

医療法人あいりん

監事 伴 瑛